

第35号 2008年3月
発行

建築協定だより・神戸

神戸市建築協定地区連絡協議会
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市都市計画総局建築指導部建築安全課内
電話 (078)322-5612
制作/水山産業株式会社

New!! 建築協定地区 表示プレート完成

★大好評!! 希望地区多数!!

前号でお知らせした New タイプ

プレート看板は、大好評で 53 地区
からご希望をいただき、2 月に配
布を終えました。

文字にすると少し固めの「建築
協定」なので、丸くて（直径 20
cm）カラフルなプレートとし、柔らか
なイメージにしてみたのですが、
いかがでしたでしょうか。

ニュータウン地区で、建築
高さの揃った軒先、開放感のあるオー
プン外構、緑豊かな生垣など、
歩いていて気持ちよい町並みが
あります。よく調べてみると建築協定地区
であり、お互いに協定ルールを守
ろうと頑張っている成果なのです
が、来訪者がそれに気づかないだ
けでなく、住んでいながら存じ
ない方もいるようです。

運営委員の方も、協定ルールの
効果的です。不動産事業者などが、
周知に苦労しているようですが、
まずは「建築協定」の言葉を覚え
ていただこうのが第一歩ではない
でしょうか。

「最近、『建築協定地区』と書か
れたかわいらしくプレートが目に
付くけど、あれは何?」「建築協
定?ああ、あの丸いやつね!」と
まちかどの話題になれば、しめた
ものです。

★取り付け方は工夫しだい!!

既にプレートを設置している地
区も多いと思われますが、いただ
いた写真報告によりますと、

庭木の枝にぶら下がり
風に揺らいでいるも
の、ガラス扉付の
掲示板の中で居心
地のよさそうなも

きです。
追加のプレートを設置したい地
区、また、今回は希望しなかつた
けれども、このたよりをご覧にな
り、今後検討される地区もあるの
ではないでしょうか。

来年度もプレート配布を予定し、
より一層の事業拡大を考えていま
すので皆様の声を、お聞かせくだ
さい。

このプレートが、地区内での建
築協定周知度アップのきっかけと
なり、トラブルの未然防止、地区
外へのアピール、住みよい環境づ
くりにつながることを期待してい
ます。

現地を調査するときは、「物件は、
3つ先の角を曲がって、4軒先の
うに、必ず角
を数え、隣に
貼られた建築
協定プレート
を目にすること
です。

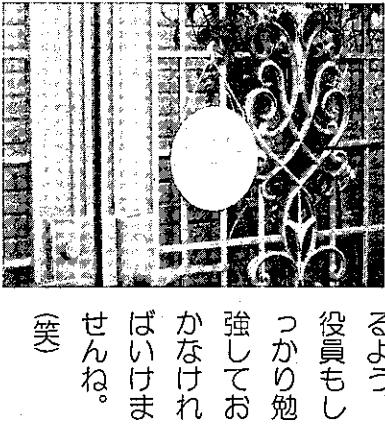


S西区ベルーテュ・ 神戸学園都市地区の声

実践レポート

私たちの地区では、地区「プロッ
ク」ごとに建築協定役員がいて、輪
番制で毎年交代していきます。こ
の協定プレートは移動が簡単にで
きるなどの、役員宅に設置して
きました。

門扉や植栽にぶら下げているの
ですが、小さくてカラフルなので
玄関先の景色に馴染んでいます。
建築協定のことで何か相談があ
れば、とりあえずプレートのある
お宅を訪ねる習慣ができればいい
ですね。その時、相談に応えられ
るよう、



(笑)

せんね。
ばいけま
かなけれ
っかり勉
強してお
かなかれ
せんね。

事務局

神戸市建築安全課指導係

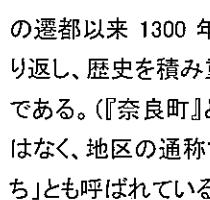
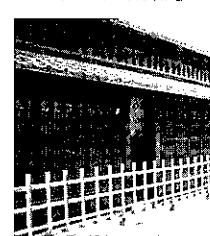
☎ 322-5612

～奈良町って？～

奈良県奈良市、現市街地の南側に位置し、歴史的町屋と町並みを残す元興寺(平成10年世界遺産登録)の旧境内を中心とした一帯が「奈良町」である。

歴史をたどれば、710年(和銅3年)、平城京の東側に同じ条坊制により設けられた外京として多くの社寺が集められたことに始まる。784年長岡遷都後は、取り残された社寺を中心に宗教都市として栄え、「南都」とも呼ばれた。その後は、門前町の地場産業を中心に商工都市、大仏殿再興による観光都市として栄えた。中・近世には戦乱などの災害により建物は何度も滅失したが、

藤原京から
の遷都以来1300年栄枯盛衰を繰り返し、歴史を積み重ねてきたまちである。(『奈良町』という行政地名ではなく、地区の通称であり、「ならまち」とも呼ばれている。)



た。
なりま
し
交流会と
実感した
なりま
し
た。

て、よう
やく「我
がまち」
として誇
れるもの
になつて
いくのだ
なあ、と
実感した
交流会と
なりま
し
た。



存を通して、各地のまちづくり運動の先鞭をつけた奈良市街地の南に広がる「奈良町」。伝統的な町屋を復元した「奈良町格子の家」で迎えてくれたのは、(社)奈良まちづくりセンターの室(むろ)理事長。「何世代にもわたる住民の生活習慣や文化伝統を後世に残したい」という地域の若者の活動が原点、「全国で始めて市民主体のまちづくりシンクタンクとしてこのセンターが設立された」、「庶民の暮らしが

恒例の建築協定地区間交流会が、昨年11月11日(日)に開催されました。今回の交流先は、歴史的建造物の保

奈良町で地区間交流会

★まちづくりの思いを共有

今回の交流先は、歴史的建造物の保存を通して、各地のまちづくり運動の先鞭をつけた奈良市街地の南に広がる「奈良町」。伝統的な町屋を復元した「奈良町格子の家」で迎えてくれたのは、(社)奈良まちづくりセンターの室(むろ)理事長。「何世代にもわたる住民の生活習慣や文化伝統を後世に残したい」という地域の若者の活動が原点、「全国で始めて市民主体のまちづくりシンクタンクとしてこのセンターが設立された」、「庶民の暮らしが

息づく町屋と、町屋を現代風に改装したレストラン、社寺などがうまく融合し、奈良の新たな観光スポットに生まれ変わった」とのレクチャーの間に、格子の家には大勢の観光客が出たり入ったり。

観光ボランティアガイドの井上(いのうえ)さんと吉富(よしとみ)さんにによる奈良町案内では、世界文化遺産に分かっている住民だからこそ、ここまでできたのだろう」等の感想が聞かれました。

室理事長は、「まちづくりと簡単に言いますが、それには長い長い年月と忍耐強い住民合意の過程が必要です」と強調します。建築協定も同様で、10年20年の歳月と住民の不断の協力と継承があつ

会いした全ての人から、まちづくりへの強い意志を感じた」、「地元のことが分かっている住民だからこそ、ここまでできたのだろう」等の感想が聞かれました。

参加した皆さんからは、「奈良町でお会いした全ての人から、まちづくりへの強い意志を感じた」、「地元のことが分かっている住民だからこそ、ここまでできたのだろう」等の感想が聞かれました。

平成2年の設立以来、様々な活動を行ってきた本協議会ですが、この度、神戸市ホー

神戸市ホームページ上で 本協議会の活動を発信！

建築協定地区内の方なら
誰でもご参加いただける
意見・提案募集中!!

毎年恒例開催の地区間交流会では、建築協定に限らず、地域特性を活かした魅力あるまちづくりを実践している市内外の地域を見学しています。また、地区間で日頃の運営など情報交換する貴重な機会となっています。

交流会への意見、見学先の提案などありましたら、ぜひ事務局までお寄せください!!



ムページにこれまでのあゆみと最近の活動等が掲載されました。(アドレスは以下参照)
このように協議会の役割や活動内容を内外に向けて積極的に発信していくことが、建築協定地区の更なる普及拡大運営委員会の相互連携を図ること考

<HPアドレス>
<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/33/33/kenchikukyotei/jc2k02katsudou.html>

建築協定アドバイザー

第1号派遣！

11月から、西区美賀多台のマイコー

ト美賀多台Ⅱ建築協定準備委員会にアドバイザー第1号が派遣されました。派遣の状況を関係者にインタビューしました。

まず委員会代表の中島さん。

—現在の派遣状況は？

「検討会は月1回開催していますが、3月まで、5回会議に参加してもらっています。」

—アドバイザーが会議に加わって変わった点は？

「以前はどうう会議を進めていいか悩むこともありました。アドバイスを受け、アンケートや総会等に向けて自分たちが検討すべき内容が整理され、検討作業がスムーズに進むようになりました。」

アドバイザーの松原さんにも話を伺いました。

—アドバイザーとして気をつけていることは？

「全体のスケジュールを念頭において、各段階において検討すべき事項や作業する内容を整理するよう気をつけています。建築協定は、作ってしまえば終わりではなく、地域の皆さん

で運営していくことになります。委員の皆さんだけではなく、地域全体で合意形成がされるよう助言をしています。」

アドバイザー派遣は、地域で初めて建築協定を結ぶ地区や、一人協定から初めて住民合意により更新する地区に派遣されます。派遣を受けなくても、何か地域で問題が発生したら、まずは事務局に気軽にご相談ください。窓口相談や現地での説明等とともに、アドバイザーの派遣についても相談を受け付けています。

有効期限を過ぎると建築協定は、その効力を失います。これまで建築協定により守られてきた住環境を継続させるためには、更新手続きが必要になります。その方法は地区によって多少異なりますが、準備を早くから始めることで、よりスムーズな更新が可能となります。

また、更新という機会を利用して、地区の状況も踏まえながら、現在結ばれている協定内容の再確認、見直しについて、皆さんでぜひ話し合ってみてください。

重要!! 建築協定の更新について

ルナナ地区 西神中央地区

良好な戸建住宅地の供給を目指し、神戸市が建築協定の締結を条件とした事業コンペ方式によって宅地を分譲、開発された地区です。屋根・外壁の色彩、看板・広告塔の制限、植栽の維持管理など、周囲との調和を重視したルールが特徴的です。



地区 小東台団地(B地区)

第1種中高層住居専用地域でありながら、戸建住宅地として周辺住環境との調和を図る。また、木造木質化モデル団地として、面障は生垣や木材等を使用するものとし、植栽・木材・地場産品等を使用した外構計画を推進しているのが特徴的です。

有効期限が迫っています！

有効期限が平成20年度内の地区

建築協定地区名	有効期限
花山駅前幸陽台地区	H20. 6.17
六甲からと台第一地区	H21. 2. 4
北神星と台第2地区	H20.10. 5
神戸北町日の峰4丁目A地区	H20.11. 3
サザンガーデン新多聞	H20. 8.16
パークサイドガーデン新多聞	H21. 1. 9
櫻野台6丁目地区	H20. 7.15

有効期限が平成21年度内の地区

建築協定地区名	有効期限
東灘区 観音荘地区	H21. 6.13
北区 六甲からと台第二地区	H22. 3.12
神戸北町日の峰1丁目A地区	H21. 4.20
神戸北町桂木3丁目A地区	H21. 4.26
北神星と台第3地区	H21.12.18
松が枝町地区	H21. 4. 6
神戸南鈴蘭台住宅地区(その6)	H21.12. 7
青山台1丁目西部住宅地区	H22. 1.26
西区 西神(46)団地地区	H21. 6.12
西神南(10)団地地区	H21. 7. 6
ルネッサンスタウン西神南地区	H21.12. 7
西神(18)団地地区	H21.12. 7

更新についてのご相談は、事務局へどうぞ。

事務局

神戸市建築安全課指導係
☎ 322-5612

平成19年度に更新作業を終えた地区

以下の地区は、今年度に更新作業を終えて、引き続き建築協定による住環境の維持・保全に取り組まれています。(【】内は更新された有効期間です。)

建築協定地区名	更新(予定)日
六甲アートCITY向洋町5丁目4番地区【5】	H19.11. 6
日生鈴蘭台ニュータウン第7地区【10】	H19. 5.20
北神星と台第1地区【10】	H19. 5.28
神戸南鈴蘭台住宅地区(その1)【10】	H20. 6.14
神戸南鈴蘭台住宅地区(その2)【10】	H20. 8. 6
神戸南鈴蘭台住宅地区(その3)【10】	H20.11. 5
赤羽グリーンタウン西地区【10】	H19. 6.30
ガーデンハウス西神春日台第2【10】	H19.12.17

みなさま更新作業お疲れ様でした!

建築協定

Q
&
A

Q 今年初めて建築協定の運営委員になりました。私の地区では、

自治会の役員が建築協定運営委員を兼ねており、一年交代の輪番制になっており、委員長をはじめ役員全員が初心者です。これまで、建築協定については意識したことがなく、みな何か手を付けてよいのかわかりません。運営委員会として、どのような活動をしたらよいですか。

A

あなたの地区では、どのようなルールの建築協定が結ばれているか、ご存知ですか？

まず、建築協定書をご覧になつてください。協定書には、建築物の基準や協定の区域、運営委員会の役割、機能、協定の有効期間など重要な事項が定められています。地区のどのエリアに、どのようなルールがかかっているのかを再確認することから始めましょう。

運営委員会とは、土地の所有者等を代表し、建築協定を守っていくための運営組織です。そのため、様々な判断を求められることになります。情報は員が交代しても委員会として考え方を

統一しておくことが大切です。引継ぎをスムーズに行うため、委員の任期を2年とし、一年毎に半数を改選するという工夫をされている地区もあり、これは大変有効な方法だと思います。

日常業務としては、協定に関する相談・調整、土地所有者等の変更の把握、建築行為の事前協議などがあります。

特に事前協議は、協定違反の建築物を未然に防止し、協定に沿った住環境を保全していくための重要な役割です。協議の方法は、地区によって様々ですが、早めの対応、複数委員での判断がトラブル防止につながります。そのためにも、定期的に委員会や勉強会を開催するのも一つの方法でしょう。

また、建築協定には必ず有効期間があり、これを過ぎれば効力を失います。引き続き協定を維持していくためには、更新手続きが必要になります。その方法や進め方は地区によつて異なりますが、地区としての意向をまとめ、方向性を示すというのも運営委員会としての大きな役割の一つになります。

何はともあれ、建築協定の運営には、協定者一人ひとりの自覚が最も大切です。日常的な広報、啓発活動で、意識を高めてもらいましょう。また、本協議会発行の「明日からできる！運営委員会業務マニュアル」(事務局にて販売・一部百円)もぜひご活用ください。

事務局よりお知らせ

現在、市内には126地区もの建築協定地区があり、それぞれの地域特性に応じたまちづくりに取り組まれています。

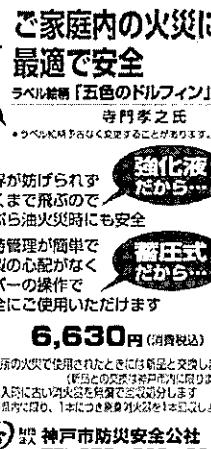
「建築協定だより・神戸」では、そんな皆さんのがまちづくりを応援できるような紙面づくりをめざしています。

より充実した内容とするためにも、ご意見、ご質問、ご要望などを寄せください。建築協定について、皆さんとともに考えていただきたいと思います。

『建築協定だより・神戸』では、そんな皆さんのがまちづくりを応援できるような紙面づくりをめざしています。

『建築協定だより・神戸』では、そんな皆さんのがまちづくりを応援できるような紙面づくりをめざしています。

『建築協定だより・神戸』では、そんな皆さんのがまちづくりを応援できるような紙面づくりをめざしています。



(ご注意)
(財)神戸市防災安全公社では、個人宅を訪問しての消火器販売は行っておりません。

建替・住替えのノウハウ満載!
資料プレゼントいたします。

家づくりを始めるご家族のためのテキストです
「住まいづくりの教科書」をご希望の方へ差し上げます。ご希望の方は丁・ご住所・お名前
お電話番号を下記ご連絡先まで。

積水ハウス株式会社 神戸支店

「住まいづくりの教科書」宛

TEL:078-251-2055

FAX:078-251-0872

営業時間9:00~18:00

火・水・祝日定休日

積水ハウスHPへは検索エンジンで

クリック! 検索 積水ハウス 兵庫